

## 1 目的

### (1) 子供へのヒアリング

当事者参加の機会を確保するため

### (2) 関係者へのヒアリング

既存の制度における課題を把握するため

## 2 ヒアリング対象

### (1) 子供

一時保護児童、入所児童、委託児童、  
施設退所者 等

### (2) 既存の制度における関係者

子供の権利擁護専門員、  
施設及び一時保護所の第三者委員 等

## 3 ヒアリング実施者

専門部会委員及び事務局

## 4 ヒアリング実施方法及びヒアリング事項

### (1) 子供

➤ 生活場所等へ訪問し、ヒアリングを実施

想定される設問：

「これまでに意見をきかれたことはあるか」  
(一時保護されたとき、施設に入るとき、その他)

「どんな時に/何について意見を言いたいか」

「意見をいったり相談したいとき、どんな手段なら使いやすいか」

「意見は尊重された（されている）と感じるか」

「尊重されている（されていない）と感じる理由は何か」等

### (2) 既存の制度に関わる関係者

➤ 第2回専門部会に招へいし、制度運用の現状と課題についてヒアリングを実施

## 5 その他

専門部会提言後、子供へのフィードバックを実施